

令和 8 年度 石垣市指定結婚相談所利用者支援業務
(仮称：結婚サポート支援事業)
企画提案（プロポーザル）実施要項

1. 目的

本要項は、令和 8 年度石垣市指定結婚相談所利用者支援業務を実施するため、豊富な専門知識、経験等を有し、当該業務に最も適した事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名：令和 8 年度石垣市指定結婚相談所利用者支援業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容：令和 8 年度石垣市指定結婚相談所利用者支援業務委託仕様書のとおりとする。
- (3) 委託期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 事業費限度額：1, 400, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※上記金額は、契約金額の限度を示すものであり、契約額を示すものではない。
- (5) 契約方法：プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とする。

3. 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる事項を全て満たす事業者とする。

- (1) 本業務の趣旨を十分に理解した上で、本市と目的を共有し、委託業務を的確に遂行できること。
- (2) 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を遵守できること。
- (3) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にあるものでないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを目的とするものでないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 過去に契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 法人税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

5. 公募から契約締結までのスケジュール

項目	日程
実施要領・仕様書の公表	令和8年5月15日（金）
質問受付期限	令和8年5月29日（金） ※回答は順次ホームページに公開する。
参加表明書受付期限	令和8年6月5日（金）
企画提案書受付期限	令和8年6月19日（金）
プレゼンテーション実施	令和8年6月25日（木） ※予定
受託候補者選定結果の通知	令和8年6月下旬から7月上旬
契約締結	令和8年6月下旬から7月上旬

6. 質問及び回答

本業務に関する質問がある場合は、次のとおり電子メールにて受け付ける。電話又は口頭による質疑は不可とする。

(1) 提出書類 質問書（様式1）

(2) 質問期限 令和8年5月29日（金）午後5時まで

(3) 提出先 furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp（石垣市企画部ふるさと創生課）
※メールのタイトルは、「石垣市指定結婚相談所利用者支援業務（会社名）」
とすること。

※提出した際は、必ず電話にて提出した旨を連絡すること。

7. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり参加表明書等を電子メールにて提出すること。

(1) 提出書類 参加表明書（様式2）

(2) 提出期限 令和8年6月5日（金）午後5時まで

(3) 提出先 furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp（ふるさと創生課代表）
※メールのタイトルは、「石垣市指定結婚相談所利用者支援業務参加表明書（会社名）」とすること。

※提出した際は、必ず電話にて連絡すること。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙（様式3）

② 企画提案書（任意様式）

- ③ 会社概要（任意様式）
- ④ 見積書及び積算内訳書（任意様式）
- ⑤ 共同事業者構成員調書（様式4） ※該当する場合のみ。

特に必要がある場合を除いて全て日本工業規格によるA4版の用紙とすること。また、用いている言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上とし、次の点を全て満たすこと。

※本実施要項及び業務委託仕様書、審査基準の項目についてはもれなく記載すること。

※簡潔に記載し、文章を補完するためのイメージ図・イラスト等は使用可とする。

※本文の各ページには、ページ番号を記載すること。

※企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。

- (2) 提出部数 提出書類は全て片面印刷で、社印及び社名のある正本1部、写しを4部提出すること。併せて電子メールにて提出すること。
- (3) 提出期限 令和8年6月19日（金）午後5時必着
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限内に必着すること。）
- (5) 提出先 石垣市企画部ふるさと創生課
住所 〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地
メール furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp（ふるさと創生課代表）
電話 0980-87-9000

9. 審査方法

本プロポーザルでは、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会において総合的に審査する。

- (1) 審査日：令和8年6月25日（木）予定

※実施場所及び時間については別途連絡する。

① 実施方法

ア 説明時間1事業者あたり15分、質疑応答10分程度とする。

イ 出席者は、1事業者あたり2名までとする。また、指定する時間までに会場外の指定場所にて待機すること。

ウ 事前に提出された書類以外の資料を配布することは認めない。

エ 説明に際しては、プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。プロジェクター及びスクリーン等は本市で準備する。ただし、パソコン、接続ケーブル等は企画提案者が準備すること。

オ 次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- ・ 指定した時間に遅れた場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・ 本実施要項で示す事業費限度額を超過する額で提案が行われた場合

- (2) 審査方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、本プロポーザル選定委

員会において評価及び選定を行う。企画提案者ごとに「審査基準」に基づき評価を行い、総評価得点が最上位の者を、契約予定事業者として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者とし決定する。最高得点に同数が出た場合は、見積額がより廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに 見積額が同額であった場合は、選定委員の協議により決定する。なお、各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

参加事業者が1社のみ応募の場合でもプレゼンテーションを実施する。

(3) 審査基準

企画提案について、以下の基準をもとに総合的に評価し選定を行います。

	評価項目	選定基準
1	実績・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体を含め過去に類似の業務で良好な実績を有し、本業務に対応できるノウハウを有しているか。 ・業務の実施方法、実施体制は十分であるか。 ・個人情報の取扱いは的確であるか。
2	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的に十分理解があり、本業務の趣旨に沿った内容であるか。 ・業務スケジュールは適切であるか。
3	企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体として、無理がなく、実現性のある内容となっているか。 ・結婚を希望する方が利用したいと思えるような提案であるか。 ・利用者の増加につながるよう、周知や募集方法について工夫がされているか。
4	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内容に妥当性が認められるか。
5	費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・提案限度額相当又はそれ以上の効果が期待できる内容か。

(4) 審査結果

選定委員会による選定後、全企画提案者にプロポーザル審査結果通知書により、電子メールにて通知する。審査結果については、選定された事業者名を石垣市ホームページで公表する。

10. 契約

市は契約予定事業者と協議し、契約予定事業者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結する。ただし、選定された事業者が以下の規定に該当する場合は、契約を締結しない。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (4) 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- (5) 予算限度額を超える提案の場合

また、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行うこととする。

1 1. その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出した参加表明書を取上げる場合は、参加辞退届（様式5）を速やかに提出すること。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては、これを受け付けない。
- (6) 契約の手続きは、石垣市財務規則（昭和58年石垣市規則第2号）の定めによるものとする。
- (7) 本実施要項に定めのないものについては、市と契約予定事業者が協議の上、決定するものとする。

1 2. 問い合わせ先

石垣市企画部ふるさと創生課 地域創生係

TEL：0980-87-9000

Mail：furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp